

第3章

.....

施策の方向

【 1 】 計画の基本理念

- 子ども・若者は生まれながらに権利の主体であり、自分らしい人生を自分で選ぶことができます。
- 子ども・若者が自分らしく生きるために、子ども期に「豊島区子どもの権利に関する条例」に掲げる『大切な子どもの権利』が保障され、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けながら、今とこれからの最善の利益を守られることが必要です。
- 豊かな文化を育み、様々な価値観をもつ人々がお互いを尊重し合い、共生するまち豊島区。このまちで、子ども・若者は、身近な愛情に包まれて、自己肯定感を育みながら自尊感情を醸成し、健やかに成長するとともに、多様な他者ととも未来を切り拓いていきます。
- 子ども・若者との対話をしながら、区のあらゆる施策に「豊島区子どもの権利に関する条例」に掲げる子どもの権利保障の理念を反映するよう、ともに進めていきます。子どもの声の反映に当たっては、家庭、子どもに関わる施設、地域、行政など関係する機関と緊密に連携し、子ども・若者の多様な声を丁寧に聴き、施策に結び付けていきます。
- すべての子ども・若者が、社会の一員として今を主体的に生き、明るい未来を切り拓くために、安全安心に暮らし、成長できるまちづくりを推進します。

【 基本理念 】

子ども・若者とともにつくる
子どもの権利が保障され自分らしく成長できるまち豊島区

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

【 2 】 基本的な考え方

豊島区では、計画の基本理念を実現するために、次に掲げる6つの目指す姿へ向けて必要な施策を進めていきます。

1 子どもの権利が保障され子どもが自分らしく成長できるまち

すべての子どもは、生まれながらに皆等しく、子どもの権利を持っており、その権利は保障されるものです。そのために、以下の取組を進めていきます。

- 子どもや子どもに関わる大人が子どもの権利への理解を深め、学びを継続することで、子どもの権利保障の理念が浸透するよう取組を推進します。
- 子どもの社会参画を進めるため、自分のことに関する子どもの意見が尊重されつつ表明され、それを大人が受け止め、フィードバックするといった意見反映の取組を進めます。
- 子どもが安心して過ごせる環境を確保するために、子どもの居場所を充実化させていきます。
- 大切な子どもの権利が虐待やいじめなどにより侵害されないように権利侵害防止に取り組むとともに、権利侵害が生じてしまった際のサポート体制を整備します。

2 妊娠期の方や子育て家庭が安心して子育てできるまち

子どもが健やかに成長するためには、家庭が孤立することなく、また、保護者が過度な負担やストレスを感じることなく、子どもと安心して暮らせる環境が必要です。そのために、医療・健康支援、子育てサービス、家庭教育・相談支援、及び生活困窮やひとり親家庭への支援といった妊娠期の方や子育て家庭に係る包括的な支援を切れ目なく、プッシュ型で進めていきます。

3 子どもが主体的に学び育つことができるまち

子どもが自己肯定感を育み、自己として確立していけるように、子どもの育ちに係る質にも目を向けて、幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実化を図ります。また、子どもの主体性を尊重した学校環境を整備していきます。

4

若者が社会とつながり合い自分らしく成長できるまち

若者が主体的に自らの人生を歩み、社会の一員として経済的・社会的に自立していけるように、生活力の向上や健康の確保を図るとともに、就労支援・相談支援を行います。また、居場所や活動の場の充実度を高めつつ、若者の社会参画を促進します。

5

子ども・若者が安心して生きることができるまち

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通して、成長し、自立していきます。その過程においては、虐待、DV、ヤングケアラー、いじめ、不登校、引きこもり、障害、非行など困難な状況にあったり、外国籍や性的なマイノリティであるために生きづらさを感じたりしている子ども・若者もいます。そのような子ども・若者の多様性を容認し、インクルージョンの視点でライフステージを通じて支援します。

6

区民・地域・企業等が子ども・若者・家庭を支えともに成長できるまち

すべての子ども・若者の権利が保障され、つながり合い、最善の利益が守られる中で自分らしく成長できるように、豊島区の子ども・若者やその家族のために活動している人や団体、企業等と連携・協働して取組を進めていきます。また、良質な子育て世帯向け住宅の供給等の子育てしやすいハード環境を整備し、防犯や事故の防止等を進めることで、子ども・若者が安全かつ安心して成長できるまちづくりを推進します。

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

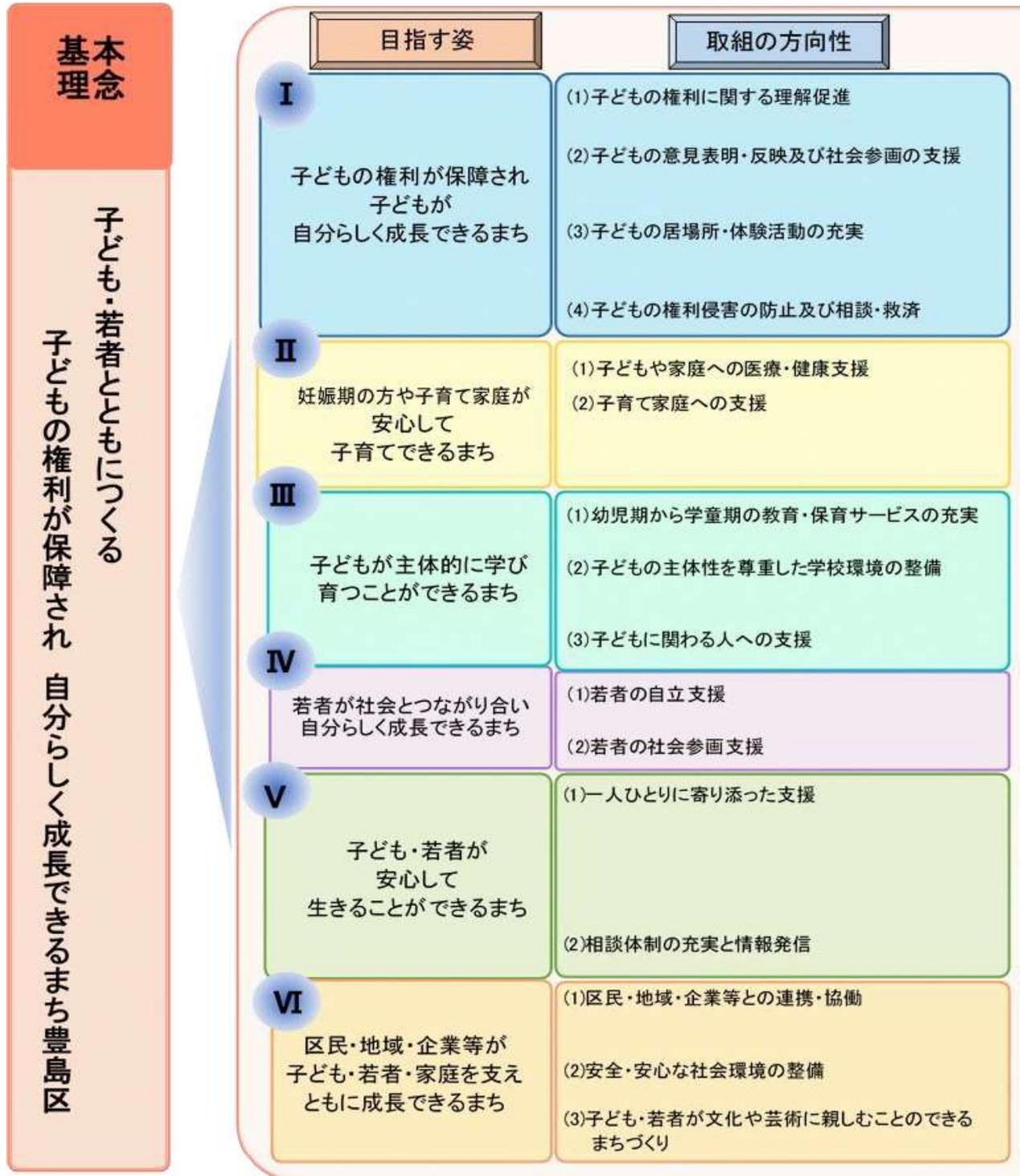
施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

3 施策の体系



具体的取組

- (1)①子どもの権利の普及啓発・情報発信
- (1)②子どもの権利に関する継続的な学びの推進
- (2)①子どもの意見表明・反映及び社会参画の仕組みづくり
- (2)②子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援
- (3)①子どもの居場所の充実
- (3)②屋外遊び場の充実
- (3)③活動・体験機会の充実
- (3)④学習支援の充実
- (4)①児童虐待防止対策・いじめ防止対策
- (4)②相談・救済体制の整備

- (1)①妊娠期からの切れ目のない支援
- (1)②子どもの健康確保のための取組
- (2)①子育て支援サービスの充実
- (2)②家庭教育支援
- (2)③相談支援
- (2)④生活困窮家庭への支援
- (2)⑤ひとり親家庭への支援

- (1)①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実
- (1)②幼児教育・保育の質の向上
- (1)③幼稚園・保育所と小学校の連携
- (2)①子どもの権利に関する継続的な学びの推進
- (2)②子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援
- (2)③学校における活動・体験機会の充実
- (3)①子どもに関わる人への支援
- (3)②子どもに関わる人のための環境整備

- (1)①日常生活への支援
- (1)②経済的自立への支援
- (2)①居場所・活動の場の充実
- (2)②社会参画の推進

- (1)①子どもの虐待防止(再掲)、ヤングケアラーへの支援
- (1)②社会的養育の推進
- (1)③子どものいじめ防止(再掲)、不登校、ひきこもりへの支援
- (1)④障害のある子ども・若者や医療的ケアの必要な子どもへの支援
- (1)⑤外国にルーツを持つ子ども・若者への支援
- (1)⑥非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援
- (1)⑦その他配慮が必要な子ども・若者(DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など)への支援
- (2)①相談体制の充実と情報発信

- (1)①地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援
- (1)②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成
- (1)③仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し①子育て世帯にやさしいまちづくりの推進
- (2)②有害環境等への対応
- (2)③事故予防・防犯の推進
- (3)①文化・芸術に親しむ環境づくり

「4 取組の方向性と施策」の留意事項

ここでは、3施策の体系のうち、「取組の方向性」「具体的取組」の別に、取り組む方向性と施策を記載しています。

「取組の方向性」ごとに【現状と課題】と【方向性】を記載し、「取組の方向性」には「計画の進捗を測る指標」を設定し、指標の現状と計画期間で目指す方向性を示しています。

「計画の進捗を測る指標」記載例

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
家で何かを決めるとき、「意見を言える」と回答した子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 86.5% ● 中高生 92.7%	↑

次に、「計画の進捗を測る指標」を向上させるための取組として「具体的取組」を記載しています。

「重点事業」については、下記記載例のように、事業ごと事業目標・目標値を設定して、その達成状況を点検していきます。

また、それぞれの「具体的取組」に関連する事業を計画事業として掲載しています。

「重点事業」や「計画事業」を推進することで「取組の方向性」の【計画の進捗を測る指標】の向上を図り、計画全体の目標達成を目指します。

「具体的取組」記載例

2 子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
6 としま子ども会議の開催 担当課 子ども若者課	子どもの区政の参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内在住在学の小学校4年生から18歳の子どもが、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。また、検討した結果を報告会で子どもに報告します。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
参加者数	17人	25人
提案採択数	2件	3件

● 計画事業

事業名	事業目標
7 利用者会議の開催 担当課 子ども若者課 放課後対策課	子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。
8 新規 子ども版広聴事業 担当課 区民相談課	中学生以下の子どもから寄せられる意見・要望等に対して、担当課は改善等実施し、意見等を寄せた子どもには、回答文を作成して返信します。中学生以下の子どもからの意見要望等によって、区政運営の改善を図ります。

※令和2年度以降に新規で実施する事業や令和6年度時点において実施に向けて検討中の事業は、上記のように「事業名」の欄に「新規」と記載しています。

4 取組の方向性と施策

目指す姿 I 子どもの権利が保障され 子どもが 自分らしく成長できるまち

取組の方向性

1 子どもの権利に関する理解促進

現状と課題

豊島区が平成18年に「子どもの権利に関する条例」を制定してから20年が経過しようとしています。この間、区はこの条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させるよう取組を進めてきました。しかしながら、アンケート調査においては、本条例を「知っている」と回答した人は保護者、子どもともに1割程度、子どもに関わる地域団体でも6割未満となりました。5年前の調査と比較すると認知度が少しずつ向上しており、子どもの権利に関する理解が進んでいる状況が伺えますが、区民に十分浸透しているとは言えません。

また、区施設職員及び地域団体に対する調査では、「子どもの権利について学ぶ機会がない」と回答した人が6割以上となっており、子どもの権利に関する普及・啓発が不足している状況にあります。

方向性

「子どもの権利に関する条例」では、子どもが持つ権利を具体的に規定するとともに、家庭・施設・地域における子どもの権利の保障についても規定しています。家庭・施設・地域などのあらゆる場面で子どもの権利が保障されるためには、子どもや子どもに関わる大人が子どもの権利について理解を深め、一人ひとりが「子どもの最善の利益」の確保と実現を考えていくことが重要です。「子どもの権利に関する条例」の趣旨や子どもの権利が広く子どもや子どもに関わる大人に浸透するよう、対象に合わせた効果的な手法での普及啓発や学習機会の確保に取り組んでいきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
「子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した割合	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> 子ども 7.8% 保護者 14.7% 若者 1.8% 区施設職員 77.0% 地域団体 57.3% 	↑
職場や地域で子どもが子どもの権利を学ぶ機会が「ある」と回答した区施設職員・地域団体の割合	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> 区施設職員 54.7% 地域団体 20.5% 	↑
区心理検査「自己肯定感」の設問における肯定的回答率	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> 小学6年生 69.8% 中学3年生 74.2% 	目標値 80.0%

根拠: 計画策定のためのアンケート調査、区心理検査

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

具体的な取組

1 子どもの権利の普及啓発・情報発信

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
1 「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子どもの権利及び子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	紙媒体の広報物だけでなく、動画制作やSNS活用など対象に合わせ浸透しやすい手法で展開し、また多くの方に普及できるよう区内イベント等での周知活動を行う。
担当課 子ども若者課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
多様な媒体による 広報・周知の充実	周知用パンフレット等の修正・配布	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・周知用の動画作成 ・区内イベント等での普及活動実施 ・SNSを活用した広報

● 計画事業

事業名	事業目標
2 「子ども月間」事業	子どもの権利に関する条例に基づく「子ども月間」(11月)に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくります。青少年育成委員会においても地区ごとに運動会やお祭りなど子どもが地域活動に参加するイベントを行っています。
担当課 子ども若者課	

2 子どもの権利に関する継続的な学びの推進

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
3 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	教職員や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。
担当課 子ども若者課 指導課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
職員研修実施回数	5回	5回
区民講演会・出張講座実施回数	4回	10回

● 計画事業

事業名	事業目標
4 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体による子どもの権利を学ぶメニューを実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。
担当課 子ども若者課 指導課	
5 保育の質向上事業	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。
担当課 保育課	

コラム 1: 子どもの権利って何だろう

子どもの権利は、子どもたちが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、どんな子どももみな等しく生まれながらに持っているものです。そのため、豊島区では子どもの権利保障を推進するために、2006年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を定めました。

この条例の中では、子どもたちが虐待や体罰、いじめを受けずに安全に過ごしなが、一人ひとりの個性が尊重され、自分らしく成長することができること、そして、自分の思いや考えを大人に伝えることができ、それがしっかりと尊重されることが大切な子どもの権利として示されています。このことは、子どもたちが保護の対象としてだけでなく、社会の一員として尊重され、参画する主体であることを認めるものです。

豊島区では、子どもの意見表明の確保や社会参画の推進策として「としま子ども会議」や「子どもレター」等を実施し、自分らしく過ごしたり、遊んだりすることのできる居場所として「中高生センタージャンプ」や「プレーパーク」等も事業展開しています。

今後も子どもの権利保障に資する取り組みを推進するとともに、子どもの権利について多くの方に知っていただけるよう、広報物を作成したり、学校や地域に出向いて子どもの権利の講座等を実施していきます。



周知用パンフレット



学校での子どもの権利出前講座



地域での子どもの権利講演会

取組の方向性

2

子どもの意見表明・反映及び社会参画の促進

現状と課題

豊島区では、学校施設を活用した小学生の放課後の居場所である「子どもスキップ」や、中高生向け児童館である「中高生センタージャンプ」において利用者会議を開催し、子どもが自分の意見を表明する機会を提供するとともに、会議での意見は施設運営や行事の開催等へ反映させる取組を進めてきました。

また、子どもの意見表明機会の提供と区政参画を目的として、区政に関するテーマについて話し合い区長や区職員等へ発表する「としま子ども会議」を開催しています。令和5年6月からは、小中学生等の声をこれまで以上に区政に反映させるための子ども向け「広聴はがき」を区民ひろば等の区施設に設置し、区長への手紙として投函する「子どもレター」事業を開始し、意見への区取組内容を手紙の返信によりフィードバックすることで、子どもの区政参画を推進する取組を進めています。

令和5年度に実施したアンケート調査においては、子どもは家庭や学校で自分の意見を聞いてもらえており、また保護者や学校職員も子どもの意見を聞くことができていると認識していることが示されています。一方で、子どもが地域で意見を言えると思うと回答した割合及び、地域においても子どもの意見を実現できていると思うと回答した割合は、家庭や学校と比べて低くなる傾向が見られました。

方向性

子どもの意見が尊重されながら社会に参画できるようにするために、子どもが意見を表明できる機会を確保していきます。また、学校や児童館等の子ども施設においても子どもの意見や話し合ったことを受け止め、施設運営等に反映されるような取組を進めます。

また、子どもが地域社会の一員として主体的に地域に参加できるように、地域活動参加の機会確保や参画促進の支援を行います。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
家で何かを決めるとき、「意見を言える」と回答した子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 86.5% ● 中高生 92.7%	↑
家で「意見や思いを大切にされた」と回答した子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 52.2% ● 中高生 51.6%	↑
子どもが自主的・主体的に地域や活動に参加できる機会が「どちらか」とある」と回答した区民の割合	令和5年度 18歳以上の区民 19.9%	↑
地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがあると回答した子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 35.2% ● 中高生 33.7%	↑

根拠: 計画策定のためのアンケート調査、協働のまちづくりに関する区民意識調査

具体的な取組

1 子どもの権利の普及啓発・情報発信

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
6 としま子ども会議の開催 担当課 子ども若者課	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内在住在学の小学校4年生から18歳の子どもが、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。また、検討した結果を報告会で子どもに報告します。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
参加者数	17人	25人
提案採択数	2件	3件

● 計画事業

事業名	事業目標
7 利用者会議の開催 担当課 子ども若者課 放課後対策課	子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。
8 新規 子ども版広聴事業 担当課 区民相談課	中学生以下の子どもから寄せられる意見・要望等に対して、担当課は改善等実施し、意見等を寄せた子どもには、回答文を作成して返信します。中学生以下の子どもからの意見要望等によって、区政運営の改善を図ります。

2 子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援

● 計画事業

事業名	事業目標
9 子ども地域活動支援事業 担当課 子ども若者課	子どもが地域社会の大事な担い手として、大人と一緒に地域活動に参加できるよう、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。
10 青少年指導者養成事業 担当課 生涯学習・スポーツ課	小学校4年生から中学生を対象に、自ら考え、仲間と協力し合えるリーダーを養成するジュニアリーダー講習会を実施します。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

コラム2:子どもスキップ・中高生センタージャンプでの利用者会議

子どもスキップでは、施設を利用する児童による利用者会議として「子ども会議」を開催しています。「子ども会議」では、購入する玩具、行事の内容、ルールやマナー決めなどを行い、子どもスキップの運営に児童自身の意見を反映させています。

また、中高生センタージャンプでは、中高生の意見を施設運営に反映する機会を保障するため「利用者会議」を月1回実施しています。購入する漫画や遊具、イベント内容などについて自由に意見を表明できる機会を大切にしています。さらに発展して自分たちでイベントを企画運営する「自主企画」は、「麻雀部」「自主企画ライブ」などの取り組みがありました。



「子ども会議」の様子



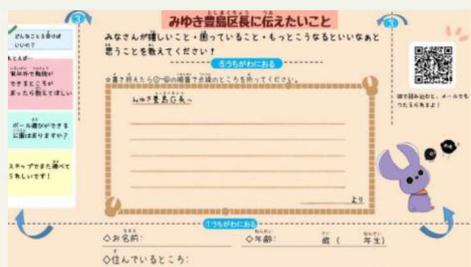
「利用者会議」の様子

コラム3:「子どもレター」・「としま子ども会議」

「子どもレター」をご存じですか。これは、中学生以下の子どもたちが、直接区長に意見を寄せることができる仕組みです。区長はすべての意見に目を通しており、その中には区政を動かす貴重な意見もあります。子どもたちからの意見一つひとつに真摯に耳を傾け、丁寧な対応を心掛けて運営しています。

また、「としま子ども会議」という取り組みもあります。この会議では区政に関するテーマに分かれて、意見交換をしながら考えをまとめ、「意見発表会」で区長などの前で発表します。子どもたちからの意見は、区が実現できるか検討しその内容を「報告会」という形で子どもたちに報告します。

どちらの取り組みも、子どもたちの意見を区政に反映させるための重要な事業です。区は子どもたちが意見を表明しやすいよう工夫しながらこれらの事業を運営しています。



子どもレター



「バスケットの練習場が少ない」の意見から、バスケットゴールを増設



「としま子ども会議」の様子

子どもの居場所・体験活動の充実

現状と課題

子どもは、遊びを通じて自主性・創造性・協調性などを身に付け、心身ともに健やかに成長します。「子どもの権利に関する条例」においても、子どもが憩い、遊び、学ぶ権利や文化や芸術、スポーツ等に触れて豊かな自己や表現力を育む権利が保障されています。

豊島区では、子どもが安心して遊ぶことができるプレーパークや、学校施設を利用した活動の場である子どもスキップ、中高生の活動の場である中高生センタージャンプなどを運営し、子どもの遊び場や活動の場の充実に取り組んできました。

アンケート調査では、子どもスキップや中高生センタージャンプ、公園、区民ひろば等に関する満足度は高く、取組の効果も表れています。

一方で、それら施設の認知度や利用した子どもの割合は低く、また、子ども・保護者ともに子どもの遊び場や活動の場の整備を望む声は依然として多いことから、子どもが自由に遊び、自分の好きな活動ができる場の広報と拡充が必要とされています。

方向性

子どもが安心して憩い、遊び、学べる環境を確保するため、子どもの居場所や遊び場の整備を検討します。既存の施設については、子どもにとってより魅力のある居場所になるよう内容の充実に取り組むとともに、居場所の拡充へ向けて既存施設の活用や区民ひろばとの連携等について検討していきます。

また、子どもの置かれた様々な状況に寄り添い、豊かな情操を育むために、地域や企業・NPO団体等と連携した居場所や活動の場の創出に取り組めます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
子どもの遊び場が充実していると回答した保護者の割合	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> 就学前 60.1% 小学生 40.5% 中学生 39.1% 	↑
子どもがホッとできる居場所として「地域」と回答した割合	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> 小学生 19.7% 中学生 13.7% 	↑
区の施設や事業の満足度	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> 子どもスキップ(小・中学生) 63.8% 中高生センター(小中高生) 69.0% 公園(小中高生) 66.1% 学校の校庭開放・施設開放(小中高生) 66.9% 	↑

根拠:計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 子どもの居場所の充実

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
11 中高生センターの運営 担当課 子ども若者課	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語りや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
登録者数	2,037人	2,500人
延べ利用者数	25,040人	36,000人
事業名	事業目標	事業内容
12 子どもスキップの運営・改築 担当課 放課後対策課	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
延べ利用者数	589,811人	540,000人

● 計画事業

事業名	事業目標
13 放課後子ども教室事業 担当課 放課後対策課	区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行います。
14 子ども食堂ネットワーク 担当課 子ども若者課	「としま子ども食堂ネットワーク」は、地域で活動する「子ども食堂」の運営者同士が連携・協力し、参加する子どもや保護者が地域の人々とながら成長していくことを目的としています。このネットワークでは、運営方法等の情報交換の場として会議を開催し、安心・安全な居場所の運営のための情報提供や研修等を行っています。

2 屋外遊び場の充実

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
15 プレーパーク事業 担当課 子ども若者課	子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。常設の池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。また、地域団体等が区内の各地域において短期間での遊び・体験イベントを開催できるよう支援していきます。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
プレーパーク利用者数	28,707人	30,000人

● 計画事業

事業名		事業目標
16	新規 区立スポーツ施設の一般開放事業 担当課 生涯学習・スポーツ課	子どもたちの体力向上と健全育成を図るため、スポーツに親しむ機会と新しい居場所を創出します。
17	小学校開放事業 担当課 放課後対策課	放課後など学校教育に支障のない範囲で、児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。
18	公園・児童遊園新設改良事業 担当課 公園緑地課	既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

コラム 4: 中高生センタージャンプ

中高生センタージャンプは、豊島区在住または在学の中学生等が気軽に来館し、音楽やスポーツに打ち込んだり、勉強したり、なんとなく時間を過ごしてみたりと、自由に利用することができる中高生のための居場所です。相談事業では中高生の悩みや課題に寄り添うとともに関係機関等と連携し、必要な支援に繋げています。

「友達と一緒に遊べ、ゆっくり話することができる場所」「やりたいことが実現できる場所」「自分の話を聴いてくれる場所」「遊びも勉強も料理もなんでもできる場所」という様々な声が利用している中高生から聞かれます。

ジャンプは、友達とまた一人で来館しても、居心地の良い「日常の居場所」となることを目指しています。



「お料理」の様子



学生ライブの様子



バスケットボールの様子

3 活動・体験機会の充実

● 計画事業

事業名		事業目標
19	次世代育成事業助成	区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しむ場と機会を提供します(としま未来文化財団助成事業)。
	担当課 文化企画課	
20	図書館おはなし会・読み聞かせ事業	子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。
	担当課 図書館課	
21	生涯スポーツ推進事業	子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行い、スポーツリーダーを育成します。
	担当課 生涯学習・スポーツ課	
15	プレーパーク事業	【再掲】
	担当課 子ども若者課	

4 学習支援の充実

● 計画事業

事業名		事業目標
22	としま地域未来塾	中学生の自学自習と学習支援員によるサポートを通して学習習慣を定着させ、学力の向上を図ります。また、同年代の生徒や学習支援員とのコミュニケーション・相談を通して悩みや不安の解消を図ります。
	担当課 放課後対策課	
23	小・中学校補習支援チューター事業	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。
	担当課 指導課	
24	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。
	担当課 子育て支援課	
25	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	子どものいる世帯に対し、家族への生活面のアドバイス、活用できる制度や事業、地域の学習支援活動(としま子ども学習支援ネットワーク〈通称:とこネット〉)に属する各教室の紹介などを行います。
	担当課 福祉総務課(自立支援担当課)	

コラム 5:区立スポーツ施設の一般開放・個人利用の料金無料化

区では、令和6年度より、子どもの居場所・遊び場づくりの一環としての区立スポーツ施設の一般開放の取り組みと、小学生から高校生相当(18歳の年度末まで)の子どもが区立スポーツ施設を個人で利用する際の料金を無料にする2つの取り組みを開始しました。

子どもレターや区民の意見を区政に積極的に反映させる取り組みを行うなかで、子どもが気軽に運動ができるスポーツ環境の整備を望む声が多く寄せられたことから、新たな取り組みを開始しました。

この取り組みによって、子どもが安全で安心して運動やスポーツに親しむことができる環境を整え、子どもの体力向上と地域における健全な育成につなげていきます。

※個人利用の際の料金無料化については、事前の申請手続きが必要です。



コラム 6:としま地域未来塾

中学生の学習習慣の定着と学力の向上を目的としながら、自学自習をサポートしています。また、同年代の仲間や学習支援員(地域の方や大学生)とのコミュニケーションを通じて、悩みや不安を解消できる「放課後の居場所」としての機能も果たしています。

【実施内容】

土曜教室:13:15~16:45 教育センター/西巢鴨・南長崎第一区民集会室

水曜教室:17:30~19:00 学習院大学キャンパス内

現在利用している生徒からは、「学習に集中できる」「質問したい時に聞きやすい」「勉強の合間にレクレーションタイムでみんなと交流でき楽しかった」「大学生のお兄さんやお姉さんと話ができて楽しい、自分も大学に行きたいと思うようになりました」などの声がありました。これからも、安心して過ごせる居場所として、中学生の成長をサポートします。



取組の方向性

4

子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

現状と課題

児童虐待やいじめは子どもに対する重大な権利侵害であり、時には、生命や身体に危険を生じさせるおそれがあります。

豊島区における児童虐待の新規相談及び通告件数は近年増加傾向にあり、年齢別では、小学生以下の児童虐待に対する件数が多くを占めています。

令和5年度に実施したアンケート調査では、小学生・中高生の保護者の11.6%が自身や身の回りの子どものいじめに気付いたことがあると回答しています。また、悩んでいることや困っていることはないと回答した子どもは25.5%であり、小・中学生の36.9%が今までにものごとがうまくいわずに落ち込んだ経験があり、高校生の7.4%が今までに社会生活や日常生活を送ることができない状況を経験しています。

このような児童虐待やいじめ等子どもの権利侵害を防止し、被害を受けた子どもを救済するために、被害を早期に発見し、救済・回復へとつなげていく充実した体制が必要とされています。

方向性

児童虐待やいじめ等の子どもの権利侵害に対しては、第三者機関である子どもの権利擁護委員を核として、未然防止と発生後支援の両面から対策を進めます。児童虐待防止にあたっては、親子の孤立化を防ぐ取組や、親の子育て力向上へ向けた支援を行います。また、関係機関が相互に情報を共有し、連携・協働することにより発生予防・早期発見に努めます。

虐待やいじめなどの権利侵害が生じてしまった後のサポートとしては、影響が最小限に抑えられるように、子どもや子どもを持つ保護者が安心して相談や救済を求めることができる体制整備とその情報発信や普及啓発を進めていきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
学校が楽しいと感じている子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 64.8% ● 中高生 55.0%	↑
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあつたときは助けを求めることができるかと回答した割合	令和5年度 ● 保護者 53.6% ● 高校生 82.4%	↑
困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和5年度 ● 小学生 9.4% ● 中高生 10.4%	↓
上記の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和5年度 ● 小学生 35.0% ● 中高生 58.8%	↓
悩みやこまりごとなどを相談できる場所(なやミリアーゲイ、アリスとしまなど)の認知度	令和5年度 ● 小学生 68.1% ● 中高生 48.2%	↑

根拠:計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
26 子ども虐待防止ネットワーク事業	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。
担当課 子ども家庭支援センター		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
虐待防止ネットワーク研修開催数	2回	2回
出張講座開催数	43回	45回

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
27 いじめ防止対策推進事業	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。	①互いを認め合う学校、学級づくりを進めます。 ②心理検査を実施し、個々の行動面や心理面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。 ③児童・生徒に対していじめ実態調査を実施し、定期的な実態把握を行います。 ④学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ⑤必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。
担当課 指導課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
いじめの解消率	小学校 66.2% 中学校 89.2%	小学校 100% 中学校 100%
いじめ防止のための教員の研修の実施	職層に応じ、年3回実施	職層に応じ、年3回実施

● 計画事業

事業名	事業目標
28 新規 子どもに関わる職にある者のサービスの厳正	教職員や子どもに関わる施設職員に対して服務事故防止に関する研修を行います。
担当課 指導課	
29 児童虐待防止の普及・啓発	児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。
担当課 子ども家庭支援センター	
30 としま子育て応援パートナー事業	特に支援を必要とする妊婦及びその家庭について、サポートプランを作成し継続的な支援を実施します。
担当課 健康推進課 長崎健康相談所	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

事業名		事業目標
31	こんにちは赤ちゃん事業 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子の健康増進の支援および子育てに必要な情報提供を行います。
32	子育て訪問相談事業 担当課 子ども家庭支援センター	支援施設に向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、家事・育児パッケージをプレゼントします。
33	母子一体型ショートケア事業 (ひとり親家庭支援事業) 担当課 子育て支援課	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。
34	家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業 担当課 子育て支援課	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業(未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動)を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。
35	スクールカウンセラー事業 担当課 指導課 教育センター	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣しいじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。
36	スクールソーシャルワーカー活用事業 担当課 教育センター	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ(訪問型の支援)を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。

2 相談・救済体制の整備

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
37 「としま子どもの権利相談室」 (愛称:ふくろう相談室)の運営 担当課 子ども若者課	子どもの権利侵害の相談に応じ、子どもを権利侵害から予防、救済を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。
目標 相談件数	現状値(令和5年度) 令和5年度に設置	目標値(令和11年度) 50件

● 計画事業

事業名	事業目標
38 児童相談所の運営 担当課 児童相談課	子どもに関する専門的な相談を受け付け、問題の解決に向けた助言や親子関係の再構築を行います。また、虐待や非行等により児童を家庭から分離する必要がある場合、法的権限に基づき一時保護や施設入所措置を行い、児童の安全の確保を図ります。

コラム7:子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員

豊島区では、「子どもの権利に関する条例」第22条に基づき、子どもの権利擁護委員を3名配置し、またそれを補佐する職として子どもの権利相談員も配置しています。

子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談員は、子どもの権利侵害について相談に応じ、状況を調査し、助言や支援を行います。また、区内2か所ある中高生センタージャンプに月1回ずつ訪問し、子どもと話をしたり、施設での交流を通じて、日常の中で信頼関係を築きながら、子どもたちからの相談につなげています。

このように、子どもにとって身近な場所に保護者でも学校の先生でもない「第三の大人」が親身に話を聞き不安を取り除いてくれることは、子どもたちの安心にもつながっています。今後も子どもが安心して相談できる環境の充実など、子どもの権利を守る取組を進めていきます。



中高生センターでの子どもからの相談風景

コラム8:としま子どもの権利相談室(愛称:ふくろう相談室)

ふくろう相談室は、「豊島区子どもの権利に関する条例」を踏まえ、子どもの権利侵害に関する相談に応じるための窓口です。豊島区に在住・在学・在勤の18歳未満の方なら誰でも相談ができ、子どもの権利侵害に関することであれば大人からの相談も受け付けています。

この場所が、子どもの権利擁護委員やそれを補佐する子どもの権利相談員が活動する拠点となっており、室内にある相談スペースは、子どもたちが緊張せずに本音が話せるよう、柔らかいソファやぬいぐるみ等を置き、居心地の良い空間となるようにしています。

また、このふくろう相談室という愛称は、豊島区立小・中学生から募集し、700件を超えるアイデアの中から、最終的に子どもたちによる投票で決定しました。今後も子どもたちのアイデア等を取り入れながら、ふくろう相談室に親しみを持っていただき、安心して相談することができる拠点となるよう運営していきます。



ふくろう相談室のキャラクター
名前:マモろう



相談室内観



相談室外観

事業名		事業目標
39	子ども若者総合相談事業(アンスとしま)	<p>学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。</p> <p>相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。</p>
	担当課 子ども若者課	
40	子どもに関する相談事業	<p>0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。</p>
	担当課 子ども家庭支援センター	
41	子どもからの専用電話相談(なやミミフリーダイヤル)	<p>18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。</p>
	担当課 子ども家庭支援センター	
42	子ども家庭女性相談事業	<p>様々な問題を抱える女性やひとり親家庭の相談を受け、他機関と連携しながら個々の状況にあわせた助言や支援を行います。</p>
	担当課 子育て支援課	

取組の方向性

1

子どもや家庭への医療・健康支援

現状と課題

子どもが健やかに成長するためには、母子が心身ともに健康を保持し、増進することが必要とされます。豊島区では、令和6年に児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うため組織を見直し、既存組織に加えて新たに「こども家庭センター」を機能設置することで、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築しました。

令和5年度に実施した子育て家庭へのアンケート調査においては、「休日・夜間診療などの小児医療体制の充実」や、「母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子保健事業の充実」を望む声が多くなっています。核家族化の進行や労働環境の変化等により共働き世帯が増加したり、新型コロナウイルス感染症防止対策を起因としてテレワークやオンライン化が急速に導入されたりと保護者の働き方やライフスタイルが大きく変化していく中で、子どもや家庭に応じて必要な情報や支援が提供される環境が求められています。

方向性

全ての家庭を対象に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じた、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない伴走型支援を提供していきます。その際、こども家庭センター、医療機関、幼稚園、保育所等の関係機関が緊密に連携し、情報を共有することで、積極的かつ包括的な相談対応や子どもの健康確保を促進します。また、デジタル技術を活用して、子育て関連の手続き負担の軽減と情報発信・広報の改善を行い、子育て家庭の手続きの利便性向上を進めます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
安心して子どもを産む環境づくりができていると思う保護者の割合	令和5年度 ● 就学前 62.5%	↑
これからも豊島区に住み続けたいと回答した保護者の割合	令和5年度 ● 保護者 48.8%	↑

根拠:計画策定のためのアンケート調査

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

具体的な取組

1 妊娠期からの切れ目のない支援

● 計画事業

事業名		事業目標
43	新規 妊婦のための支援給付 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	妊娠期の経済的負担軽減のため、妊娠届出をし、妊婦支給認定された妊婦に5万円を支給、出産後に子ども1人につき5万円を支給します。
44	新規 妊婦等包括相談支援事業 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	妊娠届出時の面接相談(ゆりかご面接)、妊娠後期のアンケートをもとにした電話や面接相談、出産後のこんにちは赤ちゃん事業により、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、包括的に相談支援を実施します。
45	新規 ゆりかご・としま事業 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接(妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談)」を実施するとともに、ゆりかご応援ギフトを配布します。
46	新規 子育て世帯見守り訪問事業 担当課 子育て支援課	子育て世帯が直面する孤立や孤独の解消、児童虐待の予防と早期発見を目標とし、子育て支援に関する研修を受けた見守り支援員が、月齢4か月から11か月の乳児がいる子育て世帯を毎月訪問し、体調などの状況をお伺いするとともに、ニーズに合った子育て情報の提供や、状況に応じて関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。
47	新規 母子手帳アプリ 担当課 健康推進課 長崎健康相談所 保健予防課	妊娠中・子どもの成長の記録、子育て情報の配信、予防接種のスケジュール管理のほか、各種講座等の予約や健診のデジタル化を推進します。
30	としま子育て応援パートナー事業 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	【再掲】
48	妊婦健康診査 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	妊婦の健康保持増進を図るため、妊婦に対し妊婦健康診査・超音波検査・子宮頸がん検診の公費助成を実施します。また、産婦に対し、母体の回復や授乳状況の把握を行う産婦健診の公費負担導入を検討します。
31	こんにちは赤ちゃん事業 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	【再掲】
49	育児支援ヘルパー事業 担当課 子ども家庭支援センター	保護者の体調不良やストレスのために育児や家事に支障がある産前から2歳未満の子どもを養育する家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣し支援を行います。 ※ひとり親家庭は要件が異なります。

事業名	事業目標
50 入院助産	入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦の方に、入院費用の全部または一部を補助します。
担当課 子育て支援課	

2 子どもの健康確保のための取組

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
51 乳幼児健康診査	乳幼児の発育、発達の状況を確認し、健康の保持増進を図ります。	3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に医師、歯科医師の診察及び保健相談、栄養相談、歯科相談を行い、健康診査の結果異常が認められる児に精密健康診査を実施しています。 ※3～4か月児及び3歳児については集団健診
担当課 健康推進課 長崎健康相談所		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
乳児(3～4か月児)検診受診率	96.7%	97.0%
3歳児検診受診率	92.9%	95.0%

● 計画事業

事業名	事業目標
52 新規 離乳食講習会	生後5か月以降に開始する離乳食のすすめ方について、口の機能の発達に合わせた調理のポイントや実演を交えた講習会を実施します。
担当課 健康推進課 長崎健康相談所	
53 乳幼児歯科衛生相談事業	乳幼児をむし歯から守るために、歯科健診、歯みがき指導、予防処置(フッ化物塗布)を行います。また、希望する保育所に対し、歯みがき指導を実施します。
担当課 健康推進課 長崎健康相談所	
54 予防接種事業	ワクチンで予防できる感染症の重症化や死亡を防ぎ、集団感染による感染拡大を防止するための重要な施策です。定期予防接種の接種率向上と任意予防接種の推進を図ります。
担当課 保健予防課	
55 先天性風しん症候群予防対策事業	胎児の先天性風しん症候群の発生を防止するため、妊娠を希望する女性や、妊娠を希望する女性または妊婦のパートナーや同居人を対象に風しん抗体検査費用の全額助成を行い、抗体価の低い対象者には、MR(麻しん・風しんワクチンを混合したワクチン)または風しん予防接種費用の全額助成を行います。
担当課 保健予防課	
56 子どもの医療費助成事業	高校生相当年齢までの子どもにかかる通院・入院の医療費(乳幼児は食事負担額を含む)の自己負担分を助成します。
担当課 子育て支援課	
57 休日診療事業	休日診療所において、内科・小児科・歯科の休日診療(昼間)並びに内科・小児科の休日及び土曜診療(準夜間)を実施します。
担当課 地域保健課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

事業名	事業目標
58 平日準夜間小児初期救急診療事業 担当課 地域保健課	都立大塚病院内の「豊島文京平日準夜間子ども救急」において、15歳(中学生)までの子どもを対象に、平日の準夜間(午後8時～11時)に週5日間、小児初期救急診療を実施します。
59 こどものぜん息水泳教室 担当課 地域保健課	気管支ぜん息等の診断を受けている児童・生徒を対象に呼吸法等の訓練により健康の維持、回復を図ることを目的に水泳教室を実施します。
60 子どものための禁煙外来治療費助成事業 担当課 地域保健課	胎児を含む子どもを受動喫煙による健康被害から守るため、健康保険で禁煙治療を受けることができる方で、妊婦本人及び妊婦や18歳未満の子どもと同居する方が、指定医療機関において禁煙外来治療を完了した場合に一定額を助成します。

コラム 9: ゆりかご・としま事業～妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない支援～

安心して妊娠・出産期を過ごしてもらえるように、「ゆりかご・としま事業」として、切れ目のない子育て支援を行っています。

「ゆりかご面接」は、妊婦さん全員を対象とした面接です。助産師や保健師との面接を通して、妊娠中や出産後の不安を減らし、安心して赤ちゃんを迎えていただくために実施しています。ゆりかご面接を終了された方に、「妊婦のための支援給付事業」による経済的支援も行ないます。

また、令和6年10月から開始した「としま子育て応援パートナー事業」は、妊娠期の支援をより充実させる事業です。様々な困りごとを抱えた妊婦さんのニーズに寄り添い、多機関が連携・協働して、これまで以上にきめ細やかに支援をします。

さらに、「産後ケア事業」では、産科病院や助産院に宿泊または通所していただき、お母さんと赤ちゃんに対して、心身のケアや育児の支援を行なうなど、安心して子育てできるようサポートしています。

「豊島区で子育てしてよかった」と感じていただけるように、取り組んでいきます。



ゆりかご面接の様子

現状と課題

令和5年度に実施したアンケート調査でも、共働き世帯は非常に多いことが示されています。また、育児に関して特に不安なことや悩んでいることとして、保護者の46.1%が「仕事と子育て両立に関すること」と回答しており、ワーク・ライフ・バランスの難しさが伺えます。「不安や悩みはない」と回答した保護者は全体の18.9%であり、「遊ばせ方やしつけに関すること」、「経済的な負担に関すること」、「病気や発達に関すること」など子育て家庭が持つ不安や悩みは多岐に渡っています。保護者の13.0%が「子育てが精神的に負担になっていること」と回答し、8.5%が「気軽に相談できる場所がわからないこと」と回答していることから孤独感や孤立感を抱えながら子育てをしている保護者の状況が伺えます。子育て環境が変化していく中で、安心して子育てができるように、また、子どもの今や将来がその生まれ育った環境で左右されることのないように子育て家庭や子どもの状況に応じた働きかけや支援を行っていくことが重要です。

方向性

必要な家庭に適切な支援が行き届くよう、福祉・保健等横断的に子育て家庭への支援サービスの充実を図ることで、地域の子育て支援を一体的に進めていきます。併せて、家庭教育を進めて育児の担い手を増やすとともに、相談支援を実施して、保護者である母親、父親等が地域とつながり、安心して子育てできるような環境づくりに取り組みます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
子育てが楽しいと感じることの方が多くと答えた保護者の割合	令和5年度	● 就学前 67.9%	↑
育児に不安や悩んでいることは特にないと回答した保護者の割合	令和5年度	● 就学前 18.9%	↓
子育ての相談について頼れる人がいると回答した保護者の割合	令和5年度	● 小学生保護者 71.8% ● 中高生保護者 65.7%	↑
過去1年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した保護者の割合	令和5年度	● 小学生保護者 3.7% ● 中高生保護者 9.0%	↓

根拠：計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 子育て支援サービスの充実

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
61 東部・西部子ども家庭支援センター事業 担当課 子ども家庭支援センター	親子で楽しく遊び過ごせる居場所を提供し、安心して子育てができるようにします。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
センター来館者	26,899人	27,000人
センター新規登録世帯数	1,355世帯	1,300世帯

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
62 地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設 担当課 地域区民ひろば課	地域における子育て世代の交流の場を提供します。	地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を小学校区単位に開設しています。また、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど地域の子育てを支援しています。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
延べ利用者数	149,051人	222,500人

● 計画事業

事業名	事業目標
34 家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業 担当課 子育て支援課	【再掲】
49 育児支援ヘルパー事業 担当課 子ども家庭支援センター	【再掲】
63 マイほいくえん事業 担当課 保育課	出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い保育園を「マイほいくえん」と位置付けます(登録制)。「マイほいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。
64 新規 こどもつながる定期預かり事業 担当課 保育課	保育園や幼稚園等に通っていない、生後満6か月以上から2歳児クラスまでのお子さんを月2回定期的にお預かりし、子供の健やかな成長を図るとともに、在宅子育て家庭の支援を充実します。

事業名	事業目標
65 一時保育事業 担当課 子ども家庭支援センター 保育課	保護者が仕事・通院・通学・育児疲れの解消、その他の理由で家庭での育児が一時的に困難となる時に、満10か月(保育園は1歳)から就学前の子どもを時間単位で預かり、保育します。
66 子どもショートステイ事業 担当課 子ども家庭支援センター	保護者の疾病、出産などにより、一時的に保育を必要とする児童に対して宿泊を伴う養育を行います(利用泊数には上限があります)。
67 ファミリー・サポート・センター事業 担当課 子育て支援課	生後43日から小学校修了時までの子どもを持ち、子育ての援助を必要とする方(利用会員)と子育ての援助ができる方(有償ボランティアの援助会員)からなる会員組織です。区は事務局として会員間の橋渡しを行い、地域の中での子育てを支援します。
68 子育てひろば事業補助 担当課 保育課	身近な地域における子育て家庭への支援を広げるため、地域の団体が行う「子育てひろば事業」に対し、運営助成を行います。
69 産後ケア事業 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	出産後1年以内の、産後ケアを必要とする母子に対して、助産師等による心身のケア、育児の支援その他母子の健康増進に必要な支援を行います。
70 子育て支援総合相談事業 担当課 子育て支援課	子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠期から切れ目なく、子育て期間中における相談に対応するとともに、必要に応じて関係課へ案内・斡旋します。また関係機関と連携し、子育てに関する情報について収集し、広く情報発信を行います。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

コラム 10: 子育て世帯見守り訪問事業「子育てエール」

子育て世帯見守り訪問事業「子育てエール」は、子育て世帯が直面する孤立や孤独の解消、児童虐待の予防と早期発見を目的に、令和6年2月より開始した事業です。

子育て支援に関する研修を受けた見守り支援員が、月齢4か月から11か月の乳児がいる子育て世帯を毎月訪問し、体調などの状況をお伺いするとともに、ニーズに合った子育て情報の提供や、状況に応じて関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。

また、訪問後には育児支援品と引き換えられる3,000円相当の電子クーポンを配付します。

特に産後の外出が困難な時期に、子育て世帯が適切なサポートや情報を受け取れるような体制を整備することで、安心して子育てができる環境づくりを目指しています。



2 家庭教育支援

● 計画事業

事業名	事業目標
71 新規 家庭教育推進事業 担当課 庶務課	区立幼稚園・小・中学校保護者が企画運営する「家庭教育講座」への支援や保護者が主体的に学ぶ「家庭教育推進員」事業を通して、家庭教育の支援や家庭教育の情報発信を充実させることで、健やかな子どもの育成に繋がります。
72 母親学級、パパママ準備教室 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	妊婦及びそのパートナーを対象に、妊娠中の過ごし方、お産の準備、産後の生活、保育方法について助産師等による講義・実技及び指導を行います。
73 母親の子育て講座の開催 担当課 子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や食育、遊びなど、広く子育てに関する学習を行います。また、他機関との連携や民間(NPO)との共催も視野に入れた講座なども行います。
74 父親の子育て講座の開催 担当課 子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センターにおいて、父親対象で「親子ふれあい遊び」「親子音楽あそび」等の子育て講座や、子どもとのかかわり方等について、父親同士意見交換などを行います。また、父親の初めての育児を支援するため、子どもと遊ぶツールとしての絵本の読み聞かせ方・身体を使った遊びなどの講座の実施や、親子で楽しめる音楽会・コンサート等を開催しています。
75 親子関係形成支援事業 担当課 子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や養育に関して不安を感じている親が、グループで意見交換し、自らの力で問題を解決していく親支援プログラムを実施します。
76 保護者向け就学前教育に関する啓発 担当課 指導課	就学前教育共通プログラムを策定のうえ、保護者向けパンフレットを作成し、各家庭へ配布します。

3 相談支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
61 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】 担当課 子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減を図ります。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。
目標 相談件数	現状値(令和5年度) 16,102件	目標値(令和11年度) 8,000件

● 計画事業

事業名		事業目標
32	子育て訪問相談事業	【再掲】
	担当課 子ども家庭支援センター	
63	マイほいくえん事業	【再掲】
	担当課 保育課	
70	子育て支援総合相談事業	【再掲】
	担当課 子育て支援課	
77	乳幼児健全育成相談事業	育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。
	担当課 保育課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

コラム 11: こども家庭センター

核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しています。乳幼児期、とりわけ未就園の場合は、子育て家庭が社会からの支援につながらずに地域の中で孤立しがちな傾向にあり、虐待が深刻化していることが社会問題となっています。

豊島区では、令和6年4月からこども家庭センターを運営し、児童福祉(子育て支援課、子ども家庭支援センター、保育課)と母子保健(健康推進課、長崎健康相談所)が一体的に専門的な支援を実施することで「妊娠期からの切れ目のない子育て支援」の実現へ向け虐待の予防に力を入れて取り組んでいます。

今後は、妊産婦の体や心のこと、育児や家庭の心配事などについて、対象者に合ったサポートプランを作成し、こども家庭センターが家庭に寄り添った支援を展開していきます。

4 生活困窮家庭への支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
78 生活困窮者自立相談支援事業 (子どもの学習・生活支援事業) 担当課 福祉総務課(自立支援担当課長)	地域の無料学習団体の活動を広げることで、学習を通じた子どもの居場所・学びの機会作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。	子どものいる世帯に対し、家族への生活面のアドバイス、活用できる制度や事業、地域の学習支援活動(としま子ども学習支援ネットワーク〈通称:とこネット〉)に属する各教室の紹介などを行います。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
無料学習団体数 (とこネット登録団体数)	15団体19教室	20団体25教室

● 計画事業

事業名	事業目標
79 家計改善支援事業 担当課 福祉総務課(自立支援担当課)	家計収支改善アドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援をします。
80 学力向上・進学支援プログラム 担当課 生活福祉課 西部生活福祉課	小学4年生から高校卒業年次の子どものいる生活保護受給世帯に対して、ケースワーカーが支援員と連携して家庭訪問等による面談を実施し、塾代や無料学習会の紹介、高校進学の意識付けや奨学金制度の情報提供などの支援を行います。
81 被保護者自立促進事業 担当課 生活福祉課 西部生活福祉課	小学4年生から高校卒業年次の子どものいる生活保護受給世帯に対して、生活保護費では支給されない学習塾等の受講料を、高校卒業年次の子どものいる同世帯に対して大学等の受験料を支給します。
82 奨学基金援護事業 担当課 生活福祉課 子育て支援課	生活保護受給世帯または児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等に入学または在学する生徒に奨学金を支給します。
83 就学援助費支給 担当課 学務課	区内に住所を有し、国公立小中学校に在学する児童生徒の保護者であり、生活保護受給または、これに準ずる程度に困窮している方を対象に、学用品費、移動教室費等就学に必要な経費を支給します。
84 受験生チャレンジ支援貸付事業 担当課 福祉総務課(自立支援担当課)	学習塾や各種受験対策講座などの受講料、高校や大学の受験料に必要な資金の無利子貸付を行います。
85 新規 被保護者次世代育成支援事業 担当課 生活福祉課 西部生活福祉課	原則として小学4年生から高校卒業年次の子どものいる生活保護受給世帯に対し、専門の支援員が面談や訪問による学習状況・生活状況の把握、課題に応じた相談支援、進学に関する情報提供、無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていけるように支援します。

5 ひとり親家庭への支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
86 ひとり親家庭支援センター事業	ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。	「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を行います。
担当課 子育て支援課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
相談件数	7,224件	8,000件

● 計画事業

事業名	事業目標
24 ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	【再掲】
担当課 子育て支援課	
33 母子一体型ショートケア事業(ひとり親家庭支援事業)	【再掲】
担当課 子育て支援課	
87 養育費に関する取り決め促進事業	ひとり親世帯の生活の安定を図るため、公正証書作成や養育費保証など養育費の確実な履行確保のための補助を行い、養育費についての取り決めを行うことを促進します。
担当課 子育て支援課	
88 母子及び父子福祉資金	20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等を対象に、経済的自立の援助と、生活意欲の助長を図り、合わせて扶養する児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。
担当課 子育て支援課	
89 母子家庭等自立支援給付事業	経済的自立の促進を図ることを目的に、ひとり親家庭の母及び父が、資格取得や就労に生かせる講座を受講するための給付金を支給します。
担当課 子育て支援課	
90 ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母及び父に個別に面接を行い、ハローワークとの連携など個々のケースに応じた就労支援を行います。
担当課 子育て支援課	
91 福祉住宅	民間賃貸アパート等に住み、住宅にお困りの高齢者や障害者、ひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。
担当課 住宅・マンション課	
92 母子生活支援施設	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。
担当課 子育て支援課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

1

幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

現状と課題

これまで、豊島区では私立保育園の整備を積極的に推進し、令和2年度から5年連続で待機児童ゼロを維持しています。

一方で、近年は0～5歳人口の減少や0歳児を中心とした年度当初の定員割れ等、保育を取り巻く環境は大きく変化しています。また、障害児や医療的ケア児、外国籍児童等、特別な配慮が必要な子どもの増加や、地域で孤立しがちな在宅子育て家庭への支援が求められています。

子どもたちの最善の利益を守り、保育の質向上を図っていくための取り組みのさらなる充実が必要とされています。

また、学童クラブの利用児童数は増加を続けていましたが、対象により事業時間を定める等により待機児童はゼロとなっています。子ども一人当たりのスペースや配置職員の確保といった質的向上が課題となっています。

子どもが安全・安心な環境のもとで自分らしく好きなことをしながら過ごせる居場所が求められています。

方向性

安全・安心な環境のもと、子どもが心身ともに健康に育ち、多様な経験ができる保育サービスを提供するため、文化体験の機会の創出、遊び場の拡大、特別保育の実施、保育人材の確保・育成、安全対策の強化、巡回指導・指導検査の充実等に取り組めます。

区立保育園では、子ども家庭センターや児童相談所等と連携し、特別な配慮が必要な障害児、医療的ケア児、外国籍・要支援家庭の子どもたちを受け入れ、子どもと保護者の支援に取り組むとともに、その知識や経験を私立保育園や地域型保育事業所と共有し、様々な課題を抱える子どもを支える体制を強化します。

保育園や幼稚園を卒園した後に、円滑に小学校に進学することができるよう、幼保施設と小学校との連携を促進していきます。

子どもスキップと学校の連携により子どもたちが放課後等を安心・安全に過ごし、様々な体験や活動を行うことができる居場所を確保していきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う保護者の割合	令和5年度	● 就学前 69.7%	
保育所待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持
子どもスキップの待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持

根拠: 計画策定のためのアンケート調査、保育課、放課後対策課作成資料

具体的な取組

1 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
93 新規 医療的ケア児の受入れ	医療的ケアを必要とする子どもが、専門的なケアを受けながら安全に過ごせる環境を整備するとともに、健やかな成長を支援します。同時に、保護者の負担軽減を図ります。	医療的ケア児を保育所で保育し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。
担当課 保育課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
医療的ケア児の受入れ定員	2名	6名

● 計画事業

事業名	事業目標
64 新規 こどもつながる定期預かり事業	【再掲】
担当課 保育課	
65 一時保育事業	【再掲】
担当課 子ども家庭支援センター 保育課	
94 新規 認可外保育施設保育料負担軽減補助事業	認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部を補助することにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図ります。
担当課 保育課	
95 私立保育所施設整備助成	大規模マンションの竣工等に伴う対策として、新たな私立保育所を整備し、必要な保育定員を確保します。また、老朽化した私立保育所の改修等に対する補助を実施します。
担当課 保育課	
96 通常保育事業	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育します。
担当課 保育課	
97 通常保育事業	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育します。
担当課 保育課	
98 小規模保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。小規模な施設で6人から19人の児童の保育を行います。
担当課 保育課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

事業名		事業目標
99	居宅訪問型保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。保護者の自宅で1対1で保育を行います。
	担当課 保育課	
100	認証保育所運営費等補助事業	区内に設置される認証保育所の開設準備経費の補助、及び区内在住児が入所する認証保育所の運営費の補助を行います。
	担当課 保育課	
101	延長保育事業	保護者の勤務時間などにより、通常保育の時間を超えて保育が必要な乳幼児を対象に延長保育を実施します。
	担当課 保育課	
102	病児・病後児保育事業	認可保育所等に通っている乳幼児が、病気の回復期などで、集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的に保育します。
	担当課 保育課	
103	訪問型病児保育補助事業	病気で集団保育の困難な児童の自宅等に保育士等が訪問して保育を行った際、保育料の一部補助を行います。
	担当課 保育課	
104	休日保育事業	日曜日、国民の祝日に保護者等の就労等の理由により、家庭で保育が困難となった乳幼児をお預かりします。
	担当課 保育課	
105	短期特例保育	保護者の入院・看護・葬祭等により、緊急に保育を必要とする乳幼児を一時的に(利用期間は原則1か月以内)欠員のある保育園で預かります。
	担当課 保育課	
106	認証保育所保育料負担軽減補助事業	認証保育所利用者で、かつ保育を必要とする児童の保護者を対象に、認可保育所と認証保育所の保育料差額に応じた額を補助します。また幼児教育・保育の無償化の対象者には、認証保育所の保育料から、無償化対象の費用を差し引いた額を補助します。
	担当課 保育課	
107	保育コンシェルジュの配置	一人ひとりの保育ニーズにきめ細かく対応し、保育所選びや様々な保育サービスの利用を支援します。
	担当課 保育課	
108	学童クラブ事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供します。
	担当課 放課後対策課	

事業名		事業目標
109	区立幼稚園預かり保育の実施	区立幼稚園の教育時間終了後、希望する在園児を対象に「預かり保育」を実施します。また、預かり保育対応時間の拡大を検討致します。
	担当課 指導課 学務課	
110	私立幼稚園一時預かり事業の推進	私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。教育時間を含め、8時間以上の預かり保育を「一時預かり(幼稚園型)」とし、運営費を補助して子育て環境の整備を図ります。
	担当課 保育課	
111	私立幼稚園等園児保護者援助事業(入園時補助を含む)	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。
	担当課 保育課	
112	障害児保育事業	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。また、集団保育が難しい場合には、自宅へ何う障害児訪問保育を実施します。
	担当課 保育課	

2 幼児教育・保育の質の向上

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
113 子ども研修	子ども施設職員の専門知識・技術の向上を図り、質の高い福祉サービスを提供します。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。
	担当課 子ども若者課	
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
延べ受講者数	1,395人	1,800人

● 計画事業

事業名		事業目標
5	保育の質向上事業	【再掲】
	担当課 保育課	
63	マイほいくえん事業	【再掲】
	担当課 保育課	

事業名		事業目標
114	新規 幼児教育センターの整備	区内の幼児教育の拠点となる幼児教育センターを設置します。幼稚園教諭・保育士・小学校教員合同によるアプローチ・スタートカリキュラム(就学前5歳と就学後6歳の指導計画)を実施し、幼児教育施設と小学校で切れ目ない教育を行います。
	担当課 指導課	
115	保育指導事業	区が認可・確認している私立認可保育所及び地域型保育事業に指導検査を実施するほか、認可外保育施設に立入調査を実施します。また、巡回訪問による指導・助言をあわせて行い、保育の質向上を図ります。
	担当課 保育課	
116	保育の質ガイドライン関係事業	豊島区における「保育の質ガイドライン」の区内保育施設の保育士への配布や、普及版の窓口等での配布により、「豊島区保育の質ガイドライン」の普及・啓発を図るとともに、必要に応じた改定を行います。
	担当課 保育課	
117	保育の質向上のための研修委託事業	民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。
	担当課 保育課	
118	私立幼稚園教育環境整備事業	私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図るため、補助金を交付します。
	担当課 保育課	
119	保育施設間の連携協力事業	区内の認可保育施設がエリアごとに連携し、勉強会等を通じて、保育内容や地域の情報共有を図ることで、地域のネットワーク強化を図っていきます。
	担当課 保育課	
120	地域型保育施設への連携協力事業	公立・私立保育園と地域型保育施設が連携協定を結び、行事を通じた交流、合同保育の実施、施設・園庭の開放等の取組を行います。
	担当課 保育課	
121	保育施設の園外活動支援	園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、教育委員会の協力のもと、区立小学校の校庭など、園児の遊び場確保を図ります。
	担当課 保育課	
122	保育施設の運営充実助成	保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援するため、補助金を交付します。
	担当課 保育課	

3 幼稚園・保育所と小学校の連携

● 計画事業

事業名	事業目標
<p>123 就学前教育共通プログラムの作成</p> <p>担当課 保育課 指導課</p>	<p>公立・私立幼稚園、保育園などの垣根を超えて質の高い教育・保育を提供し、子どもの充実した経験や学びが小学校の生活、学習へとつなげるため、どの幼児教育施設でも活用できる0～5歳児を対象とした「就学前教育共通プログラム」を策定します。</p>
<p>124 保幼小連絡会の開催</p> <p>担当課 指導課</p>	<p>区立小学校学区ごとに、教職員と公立・私立の幼稚園・保育園の保育士との連絡会を開催し、今後の教育活動に向けてお互いに各学校・園の紹介を行うとともに児童園児の情報交換や年間行事の確認を行い、施設間の連携強化を図ります。</p>

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

コラム 12: マイほいくえん事業

保育園を子育てのコミュニティの場として、身近な子育て拠点「マイほいくえん」と位置づけ、各保育園で様々な子育て支援事業を実施しています。

対象はご出産を控えている方とそのパートナー、0歳から6歳までの未就園児のお子さんを在宅で子育てしている方です。実施園は区立保育園、一部の私立認可保育所と地域型保育事業所です。

ご希望される園に登録すると、園庭の利用のほか、離乳食講習会や健康・保健相談、園主催のプログラムなどに参加することができます。また、子育て情報や園からのイベント情報の配信、園から電話による子育ての様子の確認や相談対応を行うなどの取り組みも実施しています。

